

青森県報

第千四十九号

令和八年
四月六日
(月曜日)

目次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施……………(経 済 産 業 課) ……一

収用委員会

○収用の裁決手続開始の決定……………(監 理 課) ……五

○収用及び使用の裁決手続開始の決定……………(同) ……六

○収用の裁決手続開始の決定……………(同) ……七

告 示

青森県告示第二百六十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

令和八年四月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 検査対象特定計量器

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

二 実施期日、実施場所及び検査対象区域

実施期日	実施場所	検査対象区域
令和八年五月十一日 午後二時から午後二時十五分まで	脇野沢消防団第四分団屯所 (寄浪地区)	むつ市
令和八年五月十一日 午後二時三十分から午後二時四十五分まで	脇野沢消防団第五分団屯所 (蛸田地区)	東通村
令和八年五月十一日 午後三時から午後三時十五分まで	脇野沢消防団第五分団第二 班屯所(九艘泊地区)	東通村
令和八年五月十二日 午前九時三十分から正午まで	脇野沢地域交流センター	東通村
令和八年五月十三日 午前九時三十分から午前九時四十五分まで	宿野部地区公民館	東通村
令和八年五月十三日 午後二時から午後二時三十分まで	巽川地区公民館	東通村
令和八年五月十三日 午後三時から午後三時三十分まで	戸沢地区公民館	東通村
令和八年五月十四日 午前九時三十分から正午まで	川内庁舎前	東通村
令和八年五月十八日 午後一時三十分から午後二時まで	正津川地区公民館	東通村
令和八年五月十八日 午後二時三十分から午後三時まで	木野部地区公民館	東通村
令和八年五月十九日 午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時まで	大畑体育館	東通村
令和八年五月二十日 午前九時三十分から午前十時まで	大畑加工冷蔵協同組合事務 所前	東通村
令和八年五月二十日 午後一時から午後二時まで	目名地区布名見の里	東通村
令和八年五月二十一日 午前十一時から午前十一時三十分まで	尻労漁村センター	東通村

令和八年五月二十一日 午後一時から午後一時三十分まで	岩屋漁業協同組合	
令和八年五月二十一日 午後二時から午後三時まで	尻屋漁業協同組合	
令和八年五月二十二日 午前九時三十分から午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	
令和八年五月二十二日 午前十時三十分から午前十一時まで	白糠漁業協同組合老部支所	
令和八年五月二十二日 午前十一時三十分から正午まで	白糠漁業協同組合	
令和八年五月二十五日 午後一時から午後一時十五分まで	牛滝小中学校	佐井村
令和八年五月二十五日 午後二時から午後二時三十分まで	佐井村漁業協同組合福浦支所	
令和八年五月二十六日 午前十一時三十分から正午まで及び 午後一時から午後二時三十分まで	津軽海峡文化館	
令和八年五月二十七日 午前十一時から正午まで及び午後一 時から午後二時三十分まで	大間町役場倉庫	大間町
令和八年五月二十八日 午前九時三十分から午前十時三十分 まで	風間浦漁業協同組合蛇浦支 所倉庫	風間浦村
令和八年五月二十八日 午前十一時から正午まで	支所倉庫 易国間	
令和八年六月一日 午前十一時から正午まで及び午後一 時三十分から午後三時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組 合大深内支店	十和田市
令和八年六月二日 午前九時三十分から正午まで	切田経済センター	
令和八年六月二日 午後一時三十分から午後三時まで	四和経済センター二十九 号倉庫	

令和八年六月三日 午前九時三十分から午前十一時三十 分まで	藤坂支店	
令和八年六月四日 午前九時三十分から午前十一時三十 分まで	深持経済センター	
令和八年六月五日 午前九時三十分から午前十時三十分 まで	沢田悠学館	
令和八年六月五日 午前十一時から正午まで及び午後一 時から午後二時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組 合十和田湖支店	
令和八年六月八日 午後一時から午後二時まで	三本木四号倉庫	
令和八年六月九日 午前九時三十分から正午まで及び午 後一時から午後二時まで		
令和八年六月十日 午前九時三十分から正午まで及び午 後一時から午後二時まで		
令和八年六月十一日 午前九時三十分から正午まで及び午 後一時から午後二時まで		
令和八年六月十五日 午前十時から午前十一時まで	毘沙門・長富コミュニテイ センター	五所川原 市
令和八年六月十五日 午後一時から午後二時まで	コミュニテイセンター飯詰	
令和八年六月十六日 午前十時三十分から正午まで及び午 後一時から午後二時まで	コミュニテイセンター三好	
令和八年六月十七日 午前十時から午前十一時まで	コミュニテイセンター中川	
令和八年六月十八日 午前十時から午前十一時まで	コミュニテイセンター長橋	
令和八年六月十八日 午前十一時三十分から正午まで	コミュニテイセンター七和	

令和八年六月二十二日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年六月二十三日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年六月二十四日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年六月二十五日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年六月二十六日 午前十時から正午まで	令和八年六月二十九日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年六月三十日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月一日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月二日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月三日 午後一時から午後二時まで	令和八年七月六日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月七日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月八日 午前十時から正午まで
コミュニティセンター栄	コミュニティセンター松島	五所川原市役所公用車駐車場	大鱈町役場車庫		大鱈町役場車庫		田舎館村役場前駐車場		平川市碓ヶ関総合支所	平川市尾上地域福祉センタ		平川市葛川支所
			大鱈町				田舎館村		平川市			

令和八年七月九日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	令和八年七月十日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月十三日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	令和八年七月十四日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	令和八年七月十五日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月十六日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年七月十七日 午前十時から正午まで	令和八年八月二十四日 午前十時から午前十一時まで	令和八年八月二十四日 午前十一時から正午まで	令和八年八月二十四日 午後一時三十分から午後二時まで	令和八年八月二十五日 午前十時から午前十一時まで	令和八年八月二十五日 午前十一時から正午まで	令和八年八月二十五日 午後一時三十分から午後二時まで	令和八年八月二十六日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	令和八年八月二十七日 午後一時から午後二時三十分まで
平川市役所本庁舎前		常盤除雪センター	藤崎町役場				竜飛今別漁業協同組合奥平部漁港	支部	漁港	漁港	濱名公民館	大川平文化会館	今別町役場前	蓬田村役場
		藤崎町					今別町	東部	巽月	大泊				蓬田村

令和八年八月三十一日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	平内町漁業協同組合清水川支所荷捌所	平内町
令和八年九月一日 午前十時から午前十一時三十分まで	平内町漁業協同組合本所車庫	
令和八年九月一日 午前十一時から午前十二時三十分まで	支所荷捌所 東田沢	
令和八年九月一日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	内童子コミュニティセンター	
令和八年九月二日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	中野コミュニティセンター	
令和八年九月二日 午後一時から午後三時まで	平内町立体育館前車庫	
令和八年九月三日 午後二時三十分から午後三時三十分まで	階上漁業協同組合	階上町
令和八年九月四日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	森の交流館	
令和八年九月四日 午後一時から午後二時まで	ハートフルプラザはしかみ	
令和八年九月七日 午前十一時から正午まで	竜飛今別漁業協同組合竜飛支所	外ヶ浜町
令和八年九月七日 午後一時から午後一時三十分まで	外ヶ浜町ふるさとセンター	
令和八年九月七日 午後二時から午後二時三十分まで	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	
令和八年九月八日 午前十時三十分から午前十一時まで	舟岡コミュニティセンター	
令和八年九月八日 午前十一時から正午まで	弥蔵釜コミュニティセンター	

令和八年九月八日 午後一時から午後一時三十分まで	外ヶ浜町役場平館支所車庫	
令和八年九月九日 午前十時三十分から午前十一時まで	大平会館	
令和八年九月九日 午後一時から午後二時三十分まで	塩越会館	
令和八年九月十日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	外ヶ浜町役場車庫	
令和八年十月十三日 午前十一時三十分から正午まで	五戸町役場浅田支所	五戸町
令和八年十月十三日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	倉石コミュニティセンター	
令和八年十月十四日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	五戸町役場川内支所	
令和八年十月十四日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	五戸町立公民館	
令和八年十月十五日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで		新郷村
令和八年十月十六日 午前九時三十分から午前十時まで	西越地区公民館	
令和八年十月十六日 午前十時三十分から正午まで	新郷村役場車庫前	
令和八年十月十九日 午後一時から午後二時まで	三戸町役場斗川支所	三戸町
令和八年十月二十日 午前九時三十分から午前十時まで	〃 猿辺支所	
令和八年十月二十日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	三戸町中央公民館	
令和八年十月二十一日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで		

三 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人青森県計量協会

令和八年十月二十二日 午前九時三十分から午前十一時まで	石亀地区研修センター	田子町
令和八年十月二十二日 午後一時から午後二時三十分まで 令和八年十月二十三日 午前九時三十分から午前十一時まで	中央公民館車庫	
令和八年十月二十六日 午後一時から午後三時まで	南部町立福地公民館車庫	南部町
令和八年十月二十七日 午前九時三十分から午前十一時まで	南部芸能伝承館脇山車小屋	
令和八年十月二十七日 午後一時から午後三時まで 令和八年十月二十八日 午前九時三十分から正午まで	南部町立南部公民館	
令和八年十月二十九日 午前九時三十分から正午まで及び午 後一時から午後三時まで 令和八年十月三十日 午前九時三十分から正午まで	南部町役場車庫	
令和八年五月七日から同年十二月二十 八日まで	計量法第二十一条第三項に 規定する届出をした場合に あつては知事が指定する場 所、特定計量器検査規 則(平成五年通商産業省令 第七十号)第三十九条第一 項各号に該当する場合にあ つては検査対象特定計量器 の所在の場所	五所川原 市和町 十川市 むつ市 平内町 平別町 今別町 蓬田町 外ヶ浜町 藤ヶ崎町 大鰐町 大間町 大間町 東通村 佐井村 三戸町 五戸町 南郷町 新田郷村

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年四月六日

青森県収用委員会会長 猪原 健

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

むつ都市計画画道路事業一・五・一号むつ横浜線(横浜北バイパス工区)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和八年三月二十四日

別表1

収用しようとする部分

土地の所在	地番	地	地積(m ²)	収用しようとする明渡しを求めた土地の面積(m ²)
		公簿	公簿	
青森県上北郡 横浜町字林ノ 後	45番1	田	1,422	1,015.24
		田 (休耕)	1,428.18	

別表2

氏 名	住 所
高橋 慶記	青森県上北郡横浜町字寺下95番地8

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年四月六日

青森県収用委員会会長 猪 原 健

- 一 起業者の名称
青森県
- 二 事業の種類
一般国道三九四号改築工事（複線バイパス）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和八年三月二十四日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡七戸町字録森平	276番	原野	山林	9,299	9,345.63	2,956.15

(2) 使用しようとする部分

土地の所在 地番	地籍簿	地目	地積 (㎡)	使用しようを し、明渡しを 求める土地の 面積 (㎡)		
		現況	実測			
青森県上北郡 七戸町字鉢森 平	276番	原野	山林	9,299	9,345.63	57.98

別表2

氏名	住所
登記名義人 (亡) 宮澤 武康 法定相続人	
法定持分4分の1 宮澤 武廣	埼玉県川口市江戸袋1丁目19番2号
法定持分4分の1 乙部 良子	埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目338番地2 センチュリー一太宮公園304
法定持分4分の1 宮澤 崇	埼玉県さいたま市北区本郷町750番地
法定持分12分の1 宮澤 由香	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷11番地1 ゾーンベール401号
法定持分12分の1 宮澤 友紀	埼玉県川越市大字天沼新田187番地8
法定持分12分の1 宮澤 衛	神奈川県横浜市長区小菅ヶ谷一丁目4番 3-1415号

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年四月六日

青森県収用委員会会長 猪原 健

- 一 起業者の名称
青森原
- 二 事業の種類

一般国道三九四号改築工事（榎林バイパス）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和八年三月二十四日

別表1

収用しようとする部分

土地の所在 地番	地積 (㎡)		収用しようを し、明渡しを 求める土地の 面積 (㎡)			
	公簿	実測				
青森県上北郡 七戸町字卒古 沢南平	4番40	原野	原野	610	612.53	446.95

別表2

氏 名	住 所
登記名義人 (亡) 宮澤 武康 法定相続人	
法定持分 4分の1 蛭沢 光男	青森県上北郡東北町字内蛭沢道ノ上 77 番地
法定持分 4分の1 石文 ミツエ	北海道雨竜郡幌加内町字親和 福寿荘 1号室
法定持分 4分の1 蛭沢 ツヤ	青森県上北郡七戸町字塚長根 82 番地 4
法定持分 4分の3 斉藤 直枝	青森県十和田市大字三本木字西小稲 111 番地 6
法定持分 4分の3 石橋 美生子	青森県十和田市大字三本木字東小稲 174 番地 109
法定持分 40分の1 角 正子	青森県三沢市岡三沢 8 丁目 62 番地 32号
法定持分 40分の1 角 幸一	東京都福生市大字熊川 1662 番地 乙津マンション 305 号室
法定持分 40分の1 島田 栄子	東京都西東京市田無町 5 丁目 6 番 20-601 号
法定持分 120分の1 角 真琴	埼玉県さいたま市見沼区深作 3 丁目 40 番地 12
法定持分 120分の1 角 誠幸	埼玉県桶川市上日出谷南 3 丁目 51 番地の 10
法定持分 120分の1 宇佐見 麻土香	埼玉県上尾市大字原市 4363 番地 10

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付二十四円九十五銭